

平成16年6月30日
日本原燃株式会社

核物質防護上の考慮の欠如に対する原因究明及び再発防止対策等について

1. はじめに

当社は、平成13年9月11日の米国同時多発テロ以降、原子力安全・保安院より文書により核物質防護措置を含む保安管理の徹底を要請されていました。特に、当社再処理工場内の施設のうち、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋は、アクティブ試験開始以降、核物質防護上厳しく管理することが義務づけられている重要施設であります。

今回、未だ核物質が存在していないとは言え、このウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を報道関係者に公開したことは、本建屋の核物質防護の実効性を低下させる懸念を高めることから、当社は、6月24日、原子力安全・保安院から、核物質防護上の配慮が著しく欠如した行為であるとして、原子力安全・保安院文書「日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設の核物質防護上の考慮について(平成16・06・23 原院第1号)」(NISA-134d-04-8)により、嚴重注意を受けたところであります。

当社では、上記嚴重注意を踏まえ、本件に係る原因究明及び再発防止対策等を検討してきたところ、その結果について、以下のとおり御報告いたします。

2. 問題の所在

本来、非公開であるべきウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を報道関係者に公開したことにより、核物質防護上、最も嚴重に管理すべき機微情報である、プルトニウムに係る設備の所在やアクセス方法が外部に漏洩される懸念を高めるなど、核物質防護上の配慮が著しく欠如した行為であったと反省している。

3. 問題が生じた原因

当社再処理工場には、核物質防護、日仏原子力協定、商業機密等の観点から、公開を制限する情報(以下、「公開制限情報」という。)があるにも関わらず、施設公開にあたっての具体的な範囲が定められていなかったこと及び部門間の公開制限情報に係る情報連絡の要領が定められていなかったことが、今回の問題を惹起した原因と認められる。具体的には以下のとおりである。

- (1) 公開制限情報について、当社全体を統括して対応策をとりまとめる体制が未整備であり、結果として、社内担当部署間の情報連絡と共有が適切に行われなかった。
- (2) 公開制限情報の具体的な範囲や情報連絡の手順等を記載した要領が未整備であり、かつ、同情報の取り扱いの重要性の認識が不十分であった。

4. 再発防止対策等

上記3.の問題が生じた原因を踏まえた再発防止対策等として、以下を実施することとする。

(1) 情報管理体制の強化

公開制限情報に係る個別案件処理にあたり、処理のための関連部署の招集、意思決定、社内への通知等、全体を統括して対応する体制を確立する。

具体的には、今後すみやかに保障措置部を当社としての公開制限情報を取り扱う各部署の統括部門として位置づけるとともに、再処理施設本体が核物質防護対象となる時期までに、公開制限情報管理担当(役員クラス)を設置し、業務を統括管理させる。

(2) 情報管理要領書の作成

公開制限情報の取り扱いに関する要領書を新たに策定し、順次、内容を拡充しながら、運用する。

具体的には、今後すみやかに同要領書中に公開制限情報の範囲、管理部署及び管理方法、情報伝達方法、公開にかかる運用を定めることとする。

(3) 社員教育・研修の徹底

情報管理要領書に基づく研修用資料を用いて社員教育・研修を行い、同要領書の的確な運用を図る。

(4) 現場公開施設の制限の徹底

再処理事業所の現場公開施設は、原則として見学者ギャラリー(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び廃棄物管理施設に設置された箇所)に限定し、徹底する。

(5) 核物質防護措置の強化

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋については、核物質防護上の措置を強化する。

以 上